

第Ⅱ章 西方遺跡第 8 次確認調査

第 1 節 調査にいたる経緯と経過

1-1. 調査にいたる経緯（表 3）

茅ヶ崎市下寺尾 341-6、340-2、340-4、340-5 における戸建住宅建築計画に伴う埋蔵文化財の取り扱いについて、茅ヶ崎市教育委員会社会教育課（以下、教育委員会）が照会を受けたのは令和元（2019）年 9 月 2 日である。教育委員会では、照会地点が神奈川県・茅ヶ崎市埋蔵文化財包蔵地台帳の No.1 西方遺跡に該当することから、文化財保護法第 93 条に基づく「埋蔵文化財発掘の届出」の提出を求め、事業内容の詳細確認を行った。

同年 10 月 28 日に提出を受けた教育委員会は、当該地が「国指定史跡下寺尾官衙遺跡群」と「国指定史跡下寺尾西方遺跡」の隣接地にあたり「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」において「保存を目指す地区」に該当していること、また、周辺におけるこれまでの調査状況から弥生時代の環濠が存在する可能性が高いことなどを鑑み、取り扱いを決定するためには現地における確認調査が必要であると判断し、こうした内容を届出者に説明するとともに現地調査実施の調整を進めた。

1-2. 調査地点の現況と調査区の設定（第 5・10 図、図版 2）

今回の調査地点は市道 0111 号線（香川駅前通り）の坂道東側に並ぶ宅地の一区画である。敷地は北側と東側に高さ最大 1.5m の擁壁が設置されていることから全体に切り土されていることが明らかである。標高は約 12.2m を測り、ほぼ平坦である。調査着手時は既存建物を解体した後の更地であった。

調査区は想定される環濠の確実な把握を意識し、事業地北側に幅 1.5m、長さ 13m の東西トレンチを設定した。その後、溝状遺構と考えられる遺構を認識し、延長部を確認するために幅 2.5m、長さ 9.5m の

表 3 発掘調査に係る調整および届出等の文書 1（第 8 次確認調査）

文書種別・内容	文書番号	日付	発信者	受信者	備考
1 埋蔵文化財所在有無の照会					
所在有無の照会		令和元年 9 月 2 日	事業主	市教委	
2 確認調査					
確認調査の依頼		令和元年 10 月 28 日	事業主	市教委	
3 埋蔵文化財保護法第 93 条に基づく土木工事の通知					
土木工事の届出		令和元年 10 月 28 日	個人	県教委	市教委経由
4 出土品の手続き					
埋蔵物の発見届	2 茅教社第 580 号	令和 2 年 9 月 16 日	市教委教育長	茅ヶ崎警察署長	
埋蔵文化財保管証の提出	2 茅教社第 581 号	令和 2 年 9 月 16 日	市教委教育長	県教委教育長	
文化財認定の通知	文遺第 52045 号	令和 2 年 10 月 16 日	県教委教育長	事業主	市教委経由

* 名称・職名の略記

県教委：神奈川県教育委員会

市教委：茅ヶ崎市教育委員会

南北トレンチを T の字状に設定した。

調査面積は事業面積 177.89m² の内 45.19m² である。

1-3. 調査体制

調査主体 茅ヶ崎市教育委員会

調査担当 大村浩司(社会教育課)

調査補助 高橋桃子、片山翔太(社会教育課)

大竹恵子、高橋浩子、田中万智(公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団)

調査支援 株式会社カナコー

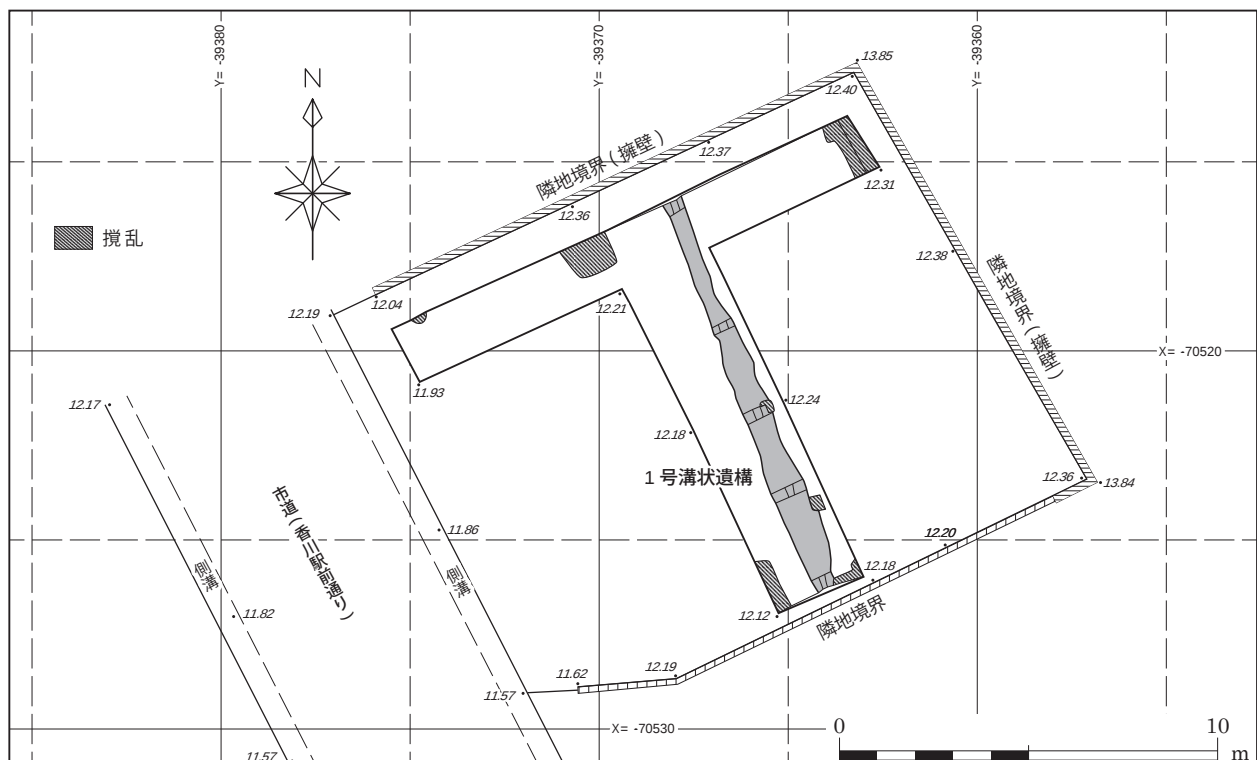
1-4. 調査の経過

確認調査は既存建物解体後の令和元(2019)年 11 月 20 日から 29 日に実施した。

調査は表土および攪乱層については重機を使用して除去し、その後は原則として人力による掘り下げと堆積土層観察および遺構確認等を行った。

平面測量は、周辺調査で使用した既知点から調査区付近に機械点を移動し、トータルステーションで三次元座標値を求め、方眼紙にプロットした。同様に、水準測量も既知点からオートレベルで移動し、断面図を作成した。

写真撮影は 35mm モノクロフィルムとリバーサルフィルム、一眼レフデジカメで行った。また、同時期に実施されていた西方遺跡第 7 次確認調査(第 4 図 32)対象のドローンによる空中写真撮影時に遠景を撮り、全景写真は高所作業車を用いて撮影した。



第 10 図 第 8 次調査遺構配置図 (1/200)

第2節 発見された遺構と遺物

2-1. 掘削状況と堆積土層

前節で述べたとおり、調査地点は既存建物の解体後の更地で、周辺観察から大きく削平されていることは明らかであった。表面は黒褐色土で整地されていたが、砂利、コンクリート片、木片などを混入する撈拌土であり、掘削後の断面観察ではロームブロックを主体とする部分も認められた。約0.4～0.5mの撈拌土を重機で除去し、その下のローム層を確認した。

撈拌土を除去した確認面の高度は北側の東西トレンチで約11.9～12.0m、南北トレンチ南端で11.67mを測り、全面にロームが露出した。残存するロームは硬くしまった黄褐色土で、標準土層第X層のL1Hに近いと観察されたが、上下層の対比ができなかったため確定されていない。

2-2. 発見された遺構

東西トレンチの中央やや東寄りでローム層を掘り込む溝状遺構(第1号溝状遺構)を確認し、その位置から調査の主目的であった弥生時代の環濠の可能性が高いと判断し、前節で述べたとおり南北トレンチを設定し、対象地内での全容を捉えることとなった。その他、確認面には大小の凹凸が認められたが、充填されるのは上部の撈拌土と同一で、前身建物の基礎等の掘り込みであると判断した。

第1号溝状遺構(第11図、図版3～5)

調査区の北端から南端までロームを掘り込む形で確認された。長さ11.04mがほぼ直線状に通り、南北端とも調査区外に延びる。主軸方向はN-21°-Wを示す。幅は上部層削平の状況で異なり、北側はやや狭く0.4～0.45m、南側では最大0.94mを測る。

覆土掘削は遺構の現状保存を念頭に置き、ほぼ等間隔のサブトレンチ5か所を設けて実施した。覆土は標準土層第V層に近い黒褐色～黒色土で自然埋没と推測される。残存する深さと底面標高は北から順に、0.2m・11.60m、0.3m・11.55m、0.37m・11.51m、0.41m・11.40m、0.28m・11.46mとなり、南に向かってわずかに傾斜している。壁の立ち上がりは緩やかだが、底面幅は狭く、断面はV字形を呈す。

溝中央部の残存覆土上層で弥生土器片1点が出土した。

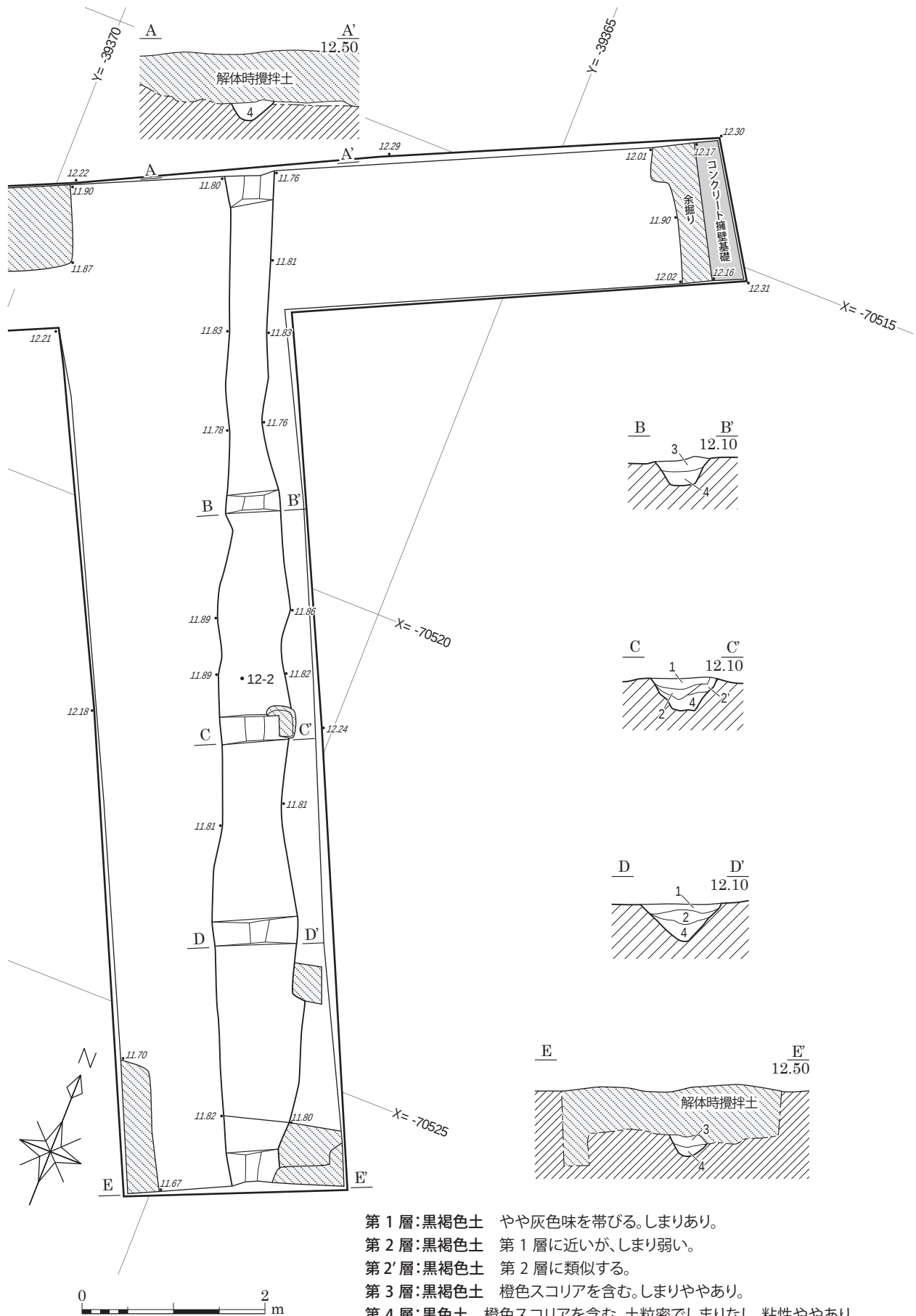
2-3. 出土遺物(第12図、図版5)

今回の調査地点は黒ボク土のすべてが削平され、表面も既存建物の解体時に撈拌されていたため、出土遺物はごく限られている。

第1号溝状遺構からは宮ノ台式の弥生土器2点19.5gが出土し、2点とも図示した。

1は壺で、重量は7.2gである。頸部のすぐ下の部分で外面はヘラミガキ、内面はナデを施す。色調は外面10YR4/3にぶい黄褐・内面10YR4/2灰黄褐、胎土はやや密、焼成は良好である。2は甕で、重量は12.3gである。胴下部の小片で外面はヘラミガキ、内面はナデを施す。色調は外面7.5YR5/6明褐・内面10YR4/1褐灰、胎土はやや粗、焼成は良好である。

遺構外出土遺物は確認面やや上の撈拌土中から発見されたもので、土師器坏1点0.6g、須恵器甕1点



第 11 図 溝状遺構平断面図 (1/60)

19.0g、石器磨石1点 1,046.3g で、このうち須恵器甕と石器磨石を図示した。

3は古代の須恵器甕である。胴部の小片で、重量は19.0gである。輪積みが見られ、内外面にナデを施す。色調は外面10YR5/1 褐灰、内面は2.5Y5/2 暗灰黄、胎土は密、焼成は良好である。4は縄文時代の石器磨石・叩き石である。磨痕や叩き痕が見られるものの明瞭ではないため、あまり使用されなかった可能性もある。法量は長さ13.1cm、幅8.5cm、厚さ5.0cm、重量1046.3gで完存している。石質は安山岩であろうか。

第3節 小 結

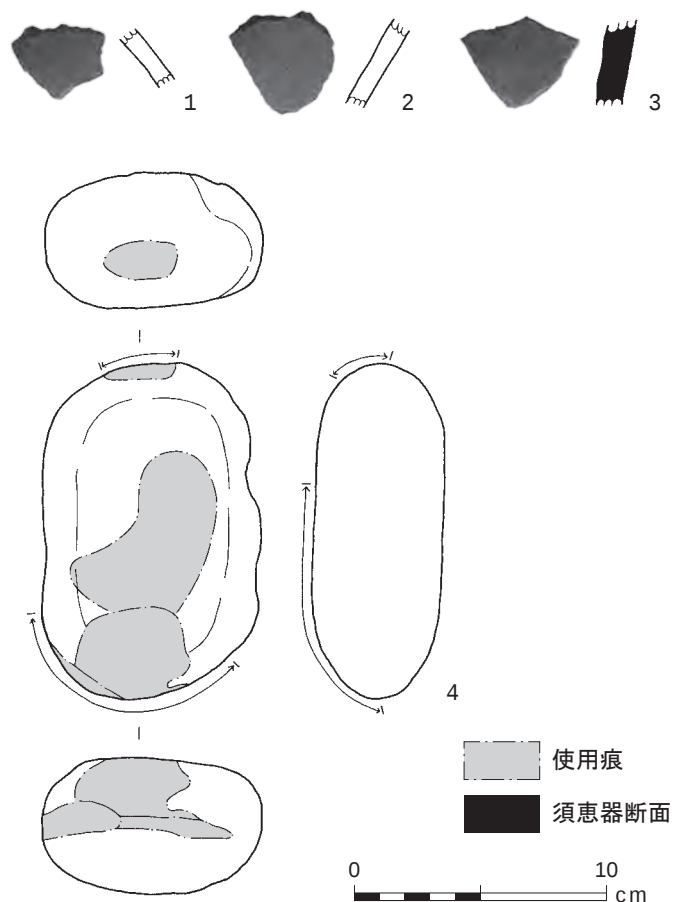
調査の結果、上部は削平されていたものの溝状遺構1条が確認され、わずかに出土した土器片の特徴と西方遺跡第6次確認調査等の周辺調査成果から弥生時代中

期宮ノ台式期のV字溝の延長部と判明した。教育委員会ではこの結果を基に取り扱いについて検討を行ったが、発見された遺構は「史跡下寺尾西方遺跡」の本質的価値である環濠の一部であり、南東部分における環濠の確認は初めてであること。さらに、本地点より南側では地形の改変がより強く、遺構の残存が期待できないことから本環濠集落の様相を知る上で非常に重要な遺構であると評価した。届出による建築計画では、工事によって遺構に抵触する可能性が高いこと、また、前述したとおり当該地が「下寺尾官衙遺跡群保存活用計画」において「保存を目指す地区」に該当していることなどから、記録保存ではなく現状保存とする方針で調整を進めることとした。

調査終了直後の令和元(2019)年11月29日から12月6日に概要報告を作成し、届出者との協議はそれを基に12月16日に実施した。

協議においては、当該地における遺跡の重要性を説明するとともに、現状保存への協力を依頼した。その結果、文化財保護へのご理解をいただくことができ、住宅建築計画について見直しを図っていただき、現状保存とすることができた。また、この結果を受け令和2(2020)年7月には、国史跡としての追加指定手続きを進め、同年11月20日には国の審議会によって追加指定の答申が出され、令和3(2021)年2月26日に正式に「史跡下寺尾西方遺跡」として追加指定された。

なお、本報告書作成に伴う資料整理において、本地点での古代資料の存在があらためて確認されたことから、本地点について「史跡下寺尾官衙遺跡群」としての追加指定も進めることとなったことを付け加えておきたい。



第12図 第8次調査出土遺物(1/3:1・2は1M、3・4は遺構外)